



JAPAN CIVIL SOCIETY
NETWORK ON
SDGs
SDGs 市民社会ネットワーク

「SDGs 実施指針」改定に向けた 市民社会の意見 アンケート結果

（一社）SDGs 市民社会ネットワークでは、「SDGs 実施指針」改定に向けて、（一社）SDGs 市民社会ネットワークに参加している NGO/NPO 等市民社会団体に対して、現状の「SDGs 実施指針」に対する評価、および今後の SDGs に関する日本政府の政策の在り方に関する意見を集約するためのアンケートを行った。本資料は、当該アンケート結果をまとめたものである。

目次

1. 各分野別のインプット

(1) 国際開発	2
(2) 教育（国内）	4
(3) 教育（国際）	6
(4) ジェンダー	8
(5) 社会的責任	11
(6) 障害	12
(7) 国内地域課題	13
(8) 国際保健	15

2. 団体からのインプット

(1) 関西 NGO 協議会	16
(2) 日本女性監視機構（JAWW）	19
(3) 「環境・持続社会」研究センター（JACSES）	21
(4) 男女共同参画と防災・減災ネットワーク	23
(5) プラン・インターナショナル・ジャパン	24

3. 個人の方からのインプット

25

I. 各分野別のインプット

1. 国際開発

指針の各部分に関する意見	
序文	<ol style="list-style-type: none"> SDGsの進捗状況（例：国連による報告書）を踏まえることが重要。現状、貧困の終焉は達成しそうになく、栄養不良の人口は減るどころか増え、国内の収入格差は多くの国で上昇し、温室効果ガスの排出は増加を続けており、暴力の終焉・法の支配についても実質的な進展はなく、LDCs/アフリカ向けのODAは減少している。SDGs達成がオフ・トラックであることを踏まえ、日本として率先してその流れを変えるべく行動を起すことを明記してほしい。 SDGs推進本部及び実施指針のこれまでの役割を、現指針に規定された、指針＝『国家戦略』化していくこと、および『広範な施策や資源を効果的かつ一貫した形で動員していくことを可能』にしていくことが、より明確・具体的に記述されることが望ましい。
現状分析	<ol style="list-style-type: none"> 上記1.の進捗状況を踏まえ、これまでの国際協力/ODAの取組を概観し、改めてSDGsに照らした課題を洗い出していくことが肝要。 SDGsの根底にながれる基本方針である「誰一人取り残さない」、また「人間の安全保障」の考え方にに基づき、2016-2018年の3か年におけるODA事業をレビューし、より脆弱な層への裨益が望まれる事業が優先されたか、また、事業内においても脆弱層への支援・格差是正が重視・優先されたかを評価するべき。
ビジョン・優先課題	2030アジェンダの精神にのっとったビジョン、特に現行の『持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来』という表現は、そのまま生かしてほしい。
主要原則	<ol style="list-style-type: none"> 現行の主要原則はそのままよい（見直すべきではない）。 むしろ、主要原則が、現行のアクションプラン等の施策にいかに取り込まれ、実現されているかの点検がなされていないことが大きな課題と思われる。 現状、同原則が各種施策においてどのように担保されるのかが明確ではないため、同原則に照らし合わせたODA全体の施策の点検や、同原則に基づいた事業形成・実施がなされるような仕組みが求められる。
推進体制	<p>『（2）SDGsの主流化』について</p> <ol style="list-style-type: none"> 各省庁及びビジネス界等において、SDGsの認知が広がり、SDGsアクションプランにおいて各省庁の取組が定期的にとまとめられ打ち出されてきていることは十分に評価しつつも、国の政策として主流化しているとはいいがたい。一因として、『（1）政府の体制』のSDGs推進本部が実質的な司令塔の役割を果たしきれていないことが大きいのではないかと推測される。推進本部および円卓会議がより司令塔・頭脳としてリーダーシップを発揮できるよう、改革が必要だと思われる。 一般的にODAの重点施策や予算配分の選択基準として、「日本の顔が見えるか否か」「日本人が現地もしくは機関にいるかどうか」「日本の強みがいかに活かせるかどうか」ということが重要視されていると認識しているが、国際社会におけるSDGsの達成こそが日本の持続可能性にもつながるという認識に立ち、SDGsの原則にのっとったODA/施策の選択基準が、外務省のみならず財務省において主流化され浸透していくことが求められる。 NGO・NPOを「SDGs実施の重要なパートナーと位置づけ、効果的な連携を一層促進」との記述はそのまま残してほしい。さらに開発協力、ODA実施における「人間の安全保障」、「誰一人取り残さない」においても主要なパートナーとしての位置づけが求められる。
フォローアップ & レビュー	<ul style="list-style-type: none"> 現行指針に定められた、『個別の施策が、本指針において定められた実施の主要原則に沿って実施されているかどうかを確認する』ことが求められる。 HLPFへの積極的な参加とVNRにおける日本の施策および進捗状況の発表、4年ごとのSDGs取組状況の確認と指針見直しは継続していただきたい。

実施指針付表およびアクションプランに関する意見

1. 実施指針付表の各具体的施策および指標が、2019 年末までに①実施原則及び各ゴール・ターゲットに照らして SDGs にどのように寄与したのか（あるいは寄与しなかったのか）、②取り残されているゴール・ターゲットの分野はなにか（つまり新たに必要とされる施策は何か）、ということの評価が必要。評価に基づいて、具体的施策・指標の新規追加、施策内容・指標の変更等をしていく必要がある。
2. 具体的施策の追加にあたっては、現行施策と目標および指標をそのまま入れるのではなく、バックキャスト手法を用いて SDGs 達成により寄与する施策・指標を検討し、追加する必要がある。
3. 実施指針の付表とアクションプランとの関係性が明確ではない。アクションプランの位置づけを明確化するとともに、ODA のみならず他省庁が実施する各種施策についても、実施原則に従って施策を評価すべき。
4. SDGs 実施推進の体制と手段については、2015 年の第 3 回国連開発資金会議（FFD3）で採択された「アディシアベバ行動アジェンダ」（4A）およびそのフォローアップの議論を十分に踏まえ、ODA0.7%達成への道筋を含み施策に反映する必要がある。
5. SDGs 実施の手段として、国際連帯税を含む革新的資金調達メカニズムについて、実施指針の具体的施策にその創設を明確に盛り込むべき。
6. 途上国の SDGs 達成に貢献する ODA 施策をより強化し、最も持続可能な資金源である国内資金動員のための支援（実施指針付表にある税制・税務執行支援を含む）をより強化することが求められる。
7. また、SDGs 達成に貢献する ODA 施策として、民主主義制度の構築や法整備・汚職防止等の支援、また現地市民社会の支援などをより強化することが求められる。
8. さらに、社会的脆弱層への支援や人権の実現を目指す NGO 向けの ODA 連携スキームが構築・強化されることが求められる。
9. インフラ、エネルギー、農業開発等の有償資金協力や官民連携案件においては、主要原則が適用されているか、社会環境配慮や住民参画が保障されているかの検証・評価が必要。

指針改定に向けて討議すべき事項

根本的に、「SDGs の達成をゴールにバックキャストで考えて必要な施策を進めていく」のではなく、「官邸・各省庁の進める施策を SDGs のゴールに従って分類・整理している」状態であることが、最も懸念すべきことかと思われる。あらゆる施策はすべて SDGs に関係するが、既存施策の収集と分類だけでは、（SDGs 推進に全く寄与しないとはいわないまでも）ギャップ分析や主要原則の適用が不十分となり、結果として Transformative な施策、Innovative な制度改革は生まれてこないのではないかと思われる。

予算配分の見直しや推進本部の活性化、円卓会議の機能強化を図り、将来的な SDGs 基本法制定などを視野にいれ、国家政策（及び外交・国際協力政策）における実質的な SDGs の主流化を図っていくことが肝要であり、そのための議論が円卓会議、またさらに広く市民に開かれた場や機会にてなされることが期待される。

2. 教育（国内）

指針の各部分に関する意見	
序文	(なし)
現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の分析の中に、戦後の経済成長の中で生じた公害が存在し、現在もなお被害者補償や環境問題に取り組んできている経緯にも触れるべきである。 戦後の経済成長の裏にあった公害や環境問題にも触れるべき。 ・また、福島第一原子力発電所の事故や、福島第二原子力発電所と環境汚染の現状、現在の人々の暮らしについての説明も入れるべき。 ・達成度合いが低いといわれたゴールに対する取り組みも明記するとよい。
ビジョン・優先課題	<ul style="list-style-type: none"> ・レジリエンスを強靱と訳すのは、変えたほうが良い。「レジリエンス」「しなやかな」という言葉にするか、目指す未来であれば「公正で包摂的な未来」のようにしたらどうか。
主要原則	<ul style="list-style-type: none"> ・主要原則を実現するためにどのような工夫がなされたのか、実際にはどの程度実現したのか、それをどのように測るのか、など、指標について協議する場をつくってほしい。 ・今回、実際にどの程度実現したのかについてのレビューをしてほしい。
推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本来は、実施指針は政府だけが作るものではなく、市民活動団体をはじめとする多様な関係者とつくるものにできると実現しやすいのではないか。 ・ステークホルダーとの連携として、NPO,NGOを挙げているが、実際に、具体的な施策には、企業との連携が多く記載されている。多くのテーマについてよりNPO,NGOとの協議、連携の場を広げることを提案する。 ・国内課題に対しては、横断的に問題に取り組むために、各省庁にも担当者がいるとよい。 ・広報・啓発の中に、教育が入っているが、教育は広報・啓発とは異なるので、「教育」という項目を別に立てることを提案する。
フォローアップ & レビュー	<ul style="list-style-type: none"> ・HLPFのレビューは毎年行うことを提案する ・主要原則を実現するためにも、実施指針のレビューにはできるだけ多くの市民が参加できるようにすることを提案する。
優先課題の在り方に関する意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・優先課題はほぼ国の成長戦略になっている。経済成長やイノベーションで問題解決をしようとするものが多いが、まずは、達成度合いが低いといわれたゴールを重視するべきではないか。特に貧困やジェンダー、エネルギー、気候変動などについて取り組むべきである。 ・例えば、石炭火力発電の推進をやめることが、CO2排出の削減につながる。イノベーションを行う前に、現在の施策をやめることで解決できるものもある。 ・具体的施策にはすでにある施策が並べてあるようだが、序文に書かれているように、「これまでと異なる決意」をより見えるようにしたほうが良い。 ・優先課題はゴール別にした方が見やすいのではないか。 ・障害をもつ子どもが地域の通常学校で共に学ぶインクルーシブ教育は、「差別的態度と戦い、すべての人を喜んで受け入れる地域社会をつくり上げ、インクルーシブ社会を築き上げ、万人のための教育を達成する最も効果的な手段」であり（1994年サラマンカ宣言）、普通学校における障害をもつ子どもへの支援体制の充実、合理的配慮の提供の推進と同時に、インクルーシブ教育に関する理解啓発に努めるべきである。 ・現在の「SDGs実施指針」は項立てを「特別なニーズに対応した教育の推進」として「障害のある者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、教育内容・方法の改善充実などを図る。」という説明しかないが、これは、障害者基本法16条第1項から「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるように配慮しつつ」という文章だけを削除したもので、「インクルージョン」を掲げるSDGsの趣旨に沿わない書きぶりでの修正するべきである。具体には項立てを「インクルーシブ教育の推進」とし、説明文中に「障害のない者と共に教育を受けられる」を加えること（および「年齢及び能力に応じ」の削除）が必要である。 ・また例示については「高等学校での通級制度」ではなく、2013年に変更された「就学先を決定する仕組みの変更」もしくは、2018年度から開始された「看護師配置制度」にするべき。 	

実施指針付表およびアクションプランに関する意見
<ul style="list-style-type: none"> ・国内指標について検討する場がなかった。あったとしても参加できなかった。(ターゲット 4.7) 指標についてはどのようにレビューする予定なのか、知りたい。 ・拡大版 SDG s アクションプランは、項目が多くて、何が優先かがわかりにくい。 ・前回の、「SDGs に関する外務省・NGO 意見交換会 (2019 年 5 月 17 日) や、NGO による SDG s ボトムアップ・アクションプランなどでも提案したが、あらゆる人々の活躍の推進のなかの次世代の教育振興の中に「地域 ICT クラブ」「金融経済教育の推進」などが追加されたが、これまでの基本的な教育とは別次元のもので、並列するには違和感がある。むしろ以下のものをいれるべき。 ・外国人児童や成人に対する教育の充実：外国ルーツの児童や成人の教育を保障する。外国ルーツの成人および児童を日本語教育推進の対象に含み、特に子どもたちには母語や継承語の保証を徹底する。 ・学校でのいじめ対策と人権教育の強化：文部科学省が交付しているいじめ対策や不登校対策の諸施策を全国の学校で周知・徹底すること。特に学校を安全な場所にすることと、学校以外に教育を受ける権利が保障されるオルタナティブな場の整備の双方をすすめる。 ・国際的に大幅な後れを取っているジェンダー教育、性教育に取り組み、多様な性と生き方を尊重する教育に取り組む。
指針改定に向けて討議すべき事項
<ul style="list-style-type: none"> ・今まで NGO 側から提案してきたもの (NGO ボトムアップアクションプラン 2018 や、SDG s に関する外務省・NGO 意見交換会 (2019 年 5 月 17 日) など) がほとんど反映されていないことについて、どのように考えているのか。

3. 教育（国際）

指針の各部分に関する意見	
序文	<ul style="list-style-type: none"> ✓ SDGs 4 の進捗状況（例：Education Commission, 世界銀行等）を踏まえることが重要です。 ✓ 現状、SDGs 4 は 2030 年までに達成できる道筋に立っておらず、学びの危機が深刻となっています。他の SDGs 目標の進捗状況をもきちんと踏まえ、教育やその他必要な対応を加速すべき課題に対し、日本として率先して行動を起こしていくことを、明記してください。
現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 現状の分析に、教育の視点をより明確に打ち出していくことを提案します。国際面では上記に述べた通り、学びが危機にあること、また、拡大する紛争下においても教育の重要性が指摘されていることなど、現状の新たな状況に関する日本政府の分析を盛り込んでください。 ✓ また、国内においても SDGs 4 の分野における現状は楽観視できることではなく、新実施指針には現状の分析に教育の観点をより明確に記載することを提案します。いじめ、不登校、外国にルーツをもつ子どもたちに対する教育の権利が保障されていないこと、教員の待遇の改善が必要であること、国家として教育予算の拡充が求められること（特に貧困層に対する教育支援の重要性）などの課題をきちんと洗い出し、明記する必要があります。
ビジョン・優先課題	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030 アジェンダの精神、特に「誰一人取り残さない」という原則の重要性を、改めて明示してください。 ✓ ①持続可能性を創出する土台として質の高い教育が重要であること、そして、現指針で「広報・啓発」として記載されている②未来の世代の子どもたちに対する ESD 推進、の二点を国家のビジョンとして明示してください。
主要原則	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 現行の主要原則は原則としてそのまま記載されることを望みます。 ✓ 一方で、これまでの具体的施策・アクションプランに記載された施策が、これら主要原則に沿っているか、特に包摂性・参画型の原則がきちんと守られているか、ということを検証していくことが必要かと思われます。
推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ✓ SDGs 推進本部および円卓会議がより活性化し、リーダーシップを発揮できる体制が取られるように期待します。 ✓ また、ステークホルダーとの連携に関しては、NGO/NPO との連携を引き続き強調してくださることを望みます。
フォローアップ & レビュー	<ul style="list-style-type: none"> ✓ HLPF への積極的な参加、4 年ごとの SDGs 取組状況の確認と指針見直しは継続してください。 ✓ また、国連の各種の会合に加えて、G7 や G20、TICAD 等日本政府が中心的な役割を果たす重要な国際会議においても、引き続き SDGs/教育が重要な議題の一つとなるよう日本政府としてリーダーシップを発揮する旨、本欄あるいはその他可能な箇所にて言及してください。
優先課題の在り方に関する意見	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「あらゆる人々の活躍の推進」について、より包摂性や衡平性を明確に表現し、それに沿った政策が加速されるよう、「誰一人取り残さない：あらゆる人々の権利の遵守と推進」としてください。 ✓ SDGs の根底には人権がありますが、現行の実施指針及びそれに伴うアクションプランには、人権の観点が弱いと感じます。教育も、人材育成/人的資本という観点のみならず、人権としてあらゆる人々に本来的に保障されるべきものである、という観点からの国際協力・国内施策の展開がなされることにより、アジェンダ 2030 のビジョンにのっとった政策が加速できると思われます。

実施指針付表およびアクションプランに関する意見

- ✓ 現状の拡大アクションプラン 2019 にて、教育がフォーカスされていることを歓迎し、引き続き実施指針付表やアクションプランで教育に重点が置かれることを望みます。
- ✓ その上で、ボトムアップ・アクションプランでも提案させていただいたように、①複数言語環境で育つ子どもたちに日本語教育をはじめ総合的支援をすること、②学校でのいじめ対策と人権尊重教育の強化をすすめること、③学校保護宣言に日本政府として署名すること、を具体的施策として進めてください。
- ✓ さらに、ODA に占める初等・中等教育の割合を増加し、最貧国・脆弱国への教育支援を手厚くすること、緊急下の教育の重要性を明記すること、GPE/ECW に資金を拠出すること等を掲げてください。

指針改定に向けて討議すべき事項

- ✓ 根本的な課題として、すでにある施策、各省庁が進めたい施策・計画を、SDGs のゴール、優先分野に従ってピックアップし、分類していることがあると思います。SDGs はバックカスティングで進めることが重要であり、あと 10 年しかない 2030 年を起点に考えていくことが肝要かと思われます。それに伴い、不足する施策、加速すべき施策等が明確となり、効率的な予算配分が可能になるかと思えます。
- ✓ バックカスティングでの SDGs 推進を、円卓会議の有識者の方々の知見をお借りしつつ、NGO を含む広範な市民社会の参画のもと実施していくには、具体的にどのような効果的なやり方が考えられるのか、ぜひ討論していただければと期待しています。

4. ジェンダー

指針の各部分に関する意見	
序文	<p>現行の実施指針の序文には、2030 アジェンダの前文の掲げるような人権やジェンダー平等達成の表現がない。実施指針は、2030 アジェンダに取り組むための国家戦略であるからこそ、「すべての人の人権の実現、ジェンダー平等」を序文に掲げるべきである。</p>
現状分析	<p>(これまでの取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際協力に関し、「保健、防災、女性といったSDGsにおける中心的テーマ」とあるが、これを「保健、防災、ジェンダー平等」に変えるべきである。女性はテーマではなく対象であり、テーマはジェンダー平等の実現である。 <p>(現状の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の実施指針ではドイツのベルテルスマン財団と持続可能な開発方法ネットワーク(SDSN)の2016年の報告書を引用して、達成度合いが低い目標を羅列しており、SDG5(ジェンダー)もその中に含まれる形で「SDGs達成に向けて、日本として更に取組を強化すべき分野」であることが示唆されている。実施指針の改定に当たっては、海外の調査結果ではなく、総務省のグローバル指標の結果^(注1)を踏まえ、ジェンダー平等は、緊急に取組みが必要な国内課題であることを明確に示していただきたい。特に、グローバル指標5.1.1の構成要素である「分野1：包括的な法的枠組みと公的生活」の評価値が低いことを踏まえ、具体的に何が日本の課題と認識しているのかを明確に示していただきたい。加えて、グローバル指標の結果に、実施指針でうたっている「SDGsの実施において可能な限り男女別データを把握するよう努める。」という実施原則がどの程度実施されたかを示していただきたい。 <p>(注1) https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal5.html</p> <p>現行の実施指針では、ジェンダー平等推進にとって喫緊の課題である包括的な差別禁止法の制定、ジェンダー平等の妨げとなる家族法、刑法改正、税制・社会保障制度・ケアワークの平等な分担を通じたワークライフバランスの実現におけるジェンダー平等の視点の組み込みなどの法と制度の整備が必要なことに全く触れていない。改定実施指針では、統計に基づく現状分析だけでなく、ジェンダー不平等な法と制度に関しても明示的に示し、法制定や改正ならびに改善が必要との認識を示していただきたい。</p>
ビジョン・優先課題	<p>(ビジョン)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の実施指針では、「平和で、公正かつ包摂的な社会をうち立てること。人権を保護しジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントを進める」は2030アジェンダの文言を紹介しているだけで、日本のビジョンとして示されていない。「誰一人取り残さない」同様、これを「未来への先駆者を目指す」日本のビジョンに加えて掲げていただきたい。 <p>(優先課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェンダー平等を公正、人権とともに、独立の優先課題とすべきである。これは実施原則(2)包摂性に謳われている「ジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠」を実施するために必要である。現行の実施指針では、目標5ジェンダー平等は、「優先課題1 あらゆる人々の活躍の推進」に含まれる6つのSDGs目標の一つにすぎず、ジェンダーの視点の主流化を進めるための横断的価値とは位置づけられていない。 <p>新しく人権、公正、ジェンダー平等に関する優先課題を立てることで、ビジョンとも整合性がとれるし、現状分析で指摘したジェンダー不平等を看過し、女性活躍を妨げる構造的課題への取り組みを示すことができる。</p>

主要原則	(包摂性) 現行の実施指針にある「人権の尊重と、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものであり<中略>必要である。また、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化のためには、<中略>SDGsの実施において男女別データを把握するよう努める。」との原則は極めて重要であり、改定版でも維持していただきたい。
推進体制	実施指針の進捗モニタリング・評価ならびにそれらの実施へのフィードバックをおこなうための体制・メカニズムを整備していただきたい。その際には、市民の視点とジェンダーの視点が確実に反映される体制・メカニズムの構築に留意していただきたい。
フォローアップ & レビュー	実施のための主要原則で約束した「ジェンダー統計の充実が極めて重要であり、SDGsの実施において可能な限り男女別データを把握するよう努める。」がどの程度実施されたかを、「我が国が独自に定めた指標」としてフォローアップ・レビューにおいて公表する、ことを加えていただきたい。

優先課題の在り方に関する意見

分類や内容

- ・ 1. あらゆる人々の活躍の推進 には、6つもの目標が関連付けられており、目標10 格差や目標1 貧困までも、人びとの活躍により解決できるとの姿勢を示している。2030 アジェンダがめざす、誰一人取り残さないように社会や経済を変革するものではない。
- ・ 目標5 ジェンダー平等は、「優先課題1 あらゆる人々の活躍の推進」に含まれる6つの目標の一つにすぎない。つまり目標5は48分の1の重みしか置かれていない。これは、「ジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なもの」との原則を実現するものではない。
- ・ 優先課題1以外の他の7つの優先課題では、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに言及されていない。実施原則に謳われているSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なジェンダーの視点の主流化を実現するため、ジェンダー平等を独立した優先課題とすべきである。

実施指針付表およびアクションプランに関する意見

- ・ 拡大版アクションプラン2019では、SDGsの担い手として女性のエンパワメントが柱の一つとなっており、女性活躍が中心になっているが、女性の活躍やジェンダー平等を妨げるジェンダーに基づく暴力、性別役割分担に関する固定観念やジェンダー意識、女性に対する差別的な社会規範にはふれていない。付表およびアクションに、ジェンダー平等の達成を妨げる構造的・根本原因への取り組みを具体的に挙げるとともに、包括的な差別禁止法の制定や家族法・税制改定など、ジェンダー平等推進の観点からの法および制度の改正の必要性を明示的に示していただきたい。
- ・ 拡大版アクションプラン2019における「男女共同参画に関する国際的協調の推進」の内容は、WAW!などの国際会議等での発信に焦点がおかれており、女性差別撤廃条約などの国際規約との協調や勧告の実施には触れられていない。国際協調には女性差別撤廃条約に言及すべきである。
- ・ 拡大版アクションプラン2019では、女性のエンパワメント以外の2つの柱、Society 5.0 および地方創生、強靱なまちづくりに関してはジェンダー平等に言及されていない。これは、実施原則に謳われている横断的な価値としてのジェンダーの視点の主流化が実施されていないことを示している。それぞれの柱にジェンダー平等の推進に関する取り組みを加えるべきである。
- ・ 意思決定への女性の参加を促進するためのポジティブアクションの実施については、女性差別撤廃委員会からも繰り返し勧告を受けている。アクションプランでも言及していただきたい。
- ・ 実施指針の優先課題2. 健康・長寿の達成 に関し、付表においてもアクションプランにおいても、性と生殖に関する健康と権利(SRHR)に全く触れられていない。UHCや母子手帳の推進に当たりSRHRを中核におくことを示すべきである。また、人権の視点に立った性教育の推進も加えるべきである。
- ・ 実施指針の優先課題7. 平和と安全・安心社会の実現 の付表に掲げられている施策は子どもの安全・安心に集中している。拡大版アクションプラン2019では「女性活躍加速のための重点方針」に基づき、女性に対する暴力の根絶が含まれたが、ジェンダーに基づく暴力、貧困・高齢者・障害者・移住者等の複合的困難を抱えた人々、セクシャルハラスメント禁止は記されていない。これらの幅広い人びとに対する幅広い形の暴力禁止のための取り組みを明記すべきである。

指針改定に向けて討議すべき事項

人権ならびにジェンダー平等の実施指針全体への主流化
性別役割分担に関する固定観念やジェンダー意識の払拭に向けた取り組み
「健康」における「性と生殖に関する健康と権利」の重要性の認識
ケアワークの平等な分担を通じた「働き方改革」とワークライフバランスの実現
意思決定への参加を促進するポジティブアクションの実施
ジェンダー平等を妨げる法と制度に関する理解と改善・改正

5. 社会的責任

指針の各部分に関する意見	
現状分析	日本は一定程度対応できているという前提で分析されているが、むしろ対応できていないことの方が多く、現状を大きく変革しなければ、SDGs は達成不可能である。
ビジョン・優先課題	持続可能な開発のための 2030 アジェンダの宣言 導入部（誰一人取り残さない）に記載された、「最も遅れているところに第一に手を伸ばすべく努力する」点を踏まえ、優先課題が設定されるべきと考える。
推進体制	広範なステークホルダーとの連携推進が必要性を記していることは評価できる。実際にその通りに実施されることを望む。
フォローアップ & レビュー	
実施指針付表およびアクションプランに関する意見	
<p>現在実施している、または実施する予定の政策を並べただけであり、ゴールからバックキャストिंगの視点で作成すべきである。</p> <p>例えば、拡大版 SDGs アクションプラン 2019 の 32 ページ「SDGs 実施推進の体制と手段」に掲載されている NGO 活動環境整備支援事業や NGO 事業補助金は、ここ数年、一貫して予算額が漸減しているもので、2030 年に向けた位置づけが不明である。</p>	
指針改定に向けて討議すべき事項	
<p>持続可能な開発のための 2030 アジェンダの宣言 導入部（誰一人取り残さない）に記載された、「最も遅れているところに第一に手を伸ばすべく努力する」点を踏まえて指針が策定されるべきと考える。</p> <p>政府調達（自治体を含む）における持続可能性向上と社会責任への対応を、今後どのようにインテグレートしていくのかについて、しっかりたずねていく必要があると、改めて感じています。また、外国人材の就業実態の把握と、その課題に対する対応については、包括的な調査も、対策を所管すべき省庁も特定されていないので、その点についても、SDGs ターゲット 8.8 への対応として必要性を指摘すべきと考えます</p>	

6. 障害

指針の各部分に関する意見	
現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプラン 2019 には障害者基本法、およびその背景の概念となる障害者権利条約が反映されていない。その結果、相変わらず障害者の参加・参画が保障されず、権利が守られない実施計画となっている。 ・成果の達成の是非となるグローバル指標の内、13 指標に障害者別にデータ収集することが明記されているにも関わらず、総務省はグローバル指標に準じたデータを収集・公表していない。特に障害女性の複合差別の視点から性別によるデータの集積が必要である。
ビジョン・優先課題	<p>障害分野として重点を置く課題は以下の 3 点である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する差別の解消 ・避難時要支援者に配慮したインクルーシブな防災の推進 ・インクルーシブ教育の推進
主要原則	<p>「誰も取り残さない」の理念を最優先課題とすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行のビジョンは「あらゆる人々の活躍の推進」が「若者・子供、女性」のみにすり替えられている。 ・企業の取組みが焦点化・優先されるほど稼働能力が限られる者、シチズンシップを有さない者などが周辺化される。
フォローアップ & レビュー	<p>達成度の評価に代替指標が用いられることは、少数グループ別の現状が明らかにされず、「取り残された」状況が達成とすり替えられることを意味する。SDGs 策定時より少数グループの包摂を訴えてきた立場として、深刻な懸念事項である。</p> <p>市民社会として訴えてきた「アウトサイド・イン」から「インサイド・アウト」へという主張に異論はないが、文言が伝わりにくいのではないかと。推進本部に対し、グローバル指標への直截的な準拠と、代替指標を使用する場合の省かれた社会グループとの協議の機会の確保を要求したい。</p>
優先課題の在り方に関する意見	
分類や内容	<p>4. 2020 年オリンピック・パラリンピックを控え、都市部では物理的環境におけるアクセシビリティが進んだが、地方でもアクセスが保障されねば地域の活性化につながらない。</p> <p>8. SDGs 実施体制の一部として SDGs 推進円卓会議が十分に活用されず、ステークホルダーの意見が毎年出されるアクションプラン等に反映されない。</p>
実施指針付表およびアクションプランに関する意見	
<p>障害者の参加を明記し取り残されないようにする SDGs モデルを構築するために、例えば避難時要支援者に配慮したインクルーシブな防災を推進し、障害者に対する差別の解消を追加する。障害者の権利条約に準拠したものとするために、「チャレンジド」の使用をやめ。障害児の教育での「通級」および「能力に応じた」は削除する。</p> <p>2019 次世代プラットフォームの活性化策がなければ設立の意味がなくなる。</p>	
指針改定に向けて討議すべき事項	
<p>円卓会議等での市民社会参加の重要性を強く訴えてほしい。</p>	

6. 国内地域課題

指針の各部分に関する意見	
序文	現状の分析を踏まえ、ビジョン、優先課題、・・・とある。そのため、この序文には、この4年間の総括と、この4年の現状分析、到達点等の記載が必要。そのうえで、2030からのバックカスティングの発想からの、2020-2024の位置づけ、意義を明記する必要がある。
現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル指標から現状の分析を記載することは維持すべき。 ・そのうえで、日本国内の貧困や格差、地域間格差、地方の課題認識を明記する必要がある ・日本における少数民族について明記する必要がある ・人口減少局面における持続可能性という、誤った持続可能性の使われ方を正し、経済社会環境の三側面からの持続可能性に議論を戻し、そのうえでの適正規模（2030年からのバックカスティング）による、分析を行う必要がある
ビジョン・優先課題	<ul style="list-style-type: none"> ・5Pは、維持されるべきである ・グローバル指標との対応、この4年の実績との対応における優先課題に、大胆に見直す必要がある ・地域が課題なのではなく、地域における都市化と過疎化の格差が課題であるという認識からの課題設定にする必要がある。 ・地域における資金導入メカニズムの大胆な見直しをする必要がある（PFI,水道法改正、特区制度、地域包括ケア、生活保護等々） ・特に地域においては、地方創生の文脈でのみSDGsが語られる傾向にあり、都市部では、LGBTや子どもの貧困、シングルマザーの貧困についても語られやすいが、地方部においては人権と多様性について語られにくい現状にあるので、優先課題として、活躍と包摂・保障・安全安心がセットで語られる必要がある。
主要原則	<p>5つの主要原則は堅持すべき</p> <p>そのうえで、どのようにこの主要原則と実施がメカニズムとして機能できるのか、明記する必要がある。</p> <p>また、その評価にあたっては、地域特性、多様性が生かされる必要がある</p>
推進体制	<p>（NPO・NGO・地縁型コミュニティ組織）とするべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPONGOに限らず、SDGsの達成に地域の実践が欠かせないため、この4年における地域の実践の重要性を明記する必要がある ・企業に書かれている通り、NPO・NGO・地縁型コミュニティ組織にも、具体的な基盤整備、支援策の必要性を明記する必要がある
フォローアップ & レビュー	<p>グローバル指標と日本の指標と達成度を明記する必要がある。</p> <p>グローバル指標との関連がHPで公開されたことは歓迎するが、2030年からのアウトサイドインの指標にする必要がある。</p>

優先課題の在り方に関する意見

分類や内容

1. あらゆる人々の活躍の推進ではなく、安全で安心の生活基盤のあるだれも取り残さない包摂的な政策の推進とするべき

3. 地域活性化ではなく、成長と利活用の再定義とするべき

8. あらゆるステークホルダーとの対話を重視するべき

ボトムアップ・アクションプランで明記している、ジェンダー+人権を優先課題として追加するべき

また、あらゆるステークホルダーとの対話といった場合に、グローバルで言われている8つのメジャークラウドと4つのサブグループを明記するべき

1. (女性 (Women)) 2. 子どもと若者 (Children and Youth)、3. 先住民 (Indigenous Peoples)

4. NGO (Non-Governmental organizations) 5. 地方自治体 (Local Authorities)、6. 労働者・労働組合 (Workers and Trade Unions) 7. ビジネスと産業 (Business and Industry) 8. 科学技術コミュニティ (Scientific and Technological Community) 9. 農業従事者 (Farmers)

「Other Stakeholders(その他の利害関係者)」

1 コミュニティ (Local Community)

2 ボランティアと財団 (Volunteer Groups and Foundations)

3. 移民と家族 (Migrants and Families)

4. お年寄りと障がい者 (Older persons and Persons with Disabilities)

実施指針付表およびアクションプランに関する意見

NPO という言葉が1つしか出てきておらず、地域における NPO の価値が認識されていない。

地域における第1次産業の拡大と適正規模が、両論併記で記載されており、矛盾を生じかねない書き方になっている。地域の視点から見た書き方になっていない

次の4年間では、17省庁全てにおいて、SDGs 達成に向けたマルチステークホルダープロセスによる会議体を立ち上げることを明記する必要がある。とくに、海外協力 NGO との既存の会議体の名前を列記するのではなく、SDGs 達成のために新たに設置されるべき会議体を明記するべき

指針改定に向けて討議すべき事項

地域が地域としてひとくくりにならず、いかに、地域の多様性が担保されつつ、全体として SDGs の達成に向かう、2030 アジェンダならではのありようについて、議論してほしい。中央で決められたことを地域が実施するという従来の方法からいまだに抜け出せておらず、SDGs が横ぐしとして機能していないため、地域での実施・実践における非効率性が強く懸念される。

7. 国際保健課題

指針の各部分に関する意見	
現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ・「誰一人取り残さない」という視点から、日本でだれが取り残されているのか、分析がされていない。 ・グローバル指標との整合性が必要。
ビジョン・優先課題	<p><ビジョン> 「誰ひとり取り残さない」は課題解決先進国として、SDGsの実施に向けた模範を国際社会に示すような実績を積み重ねてきていると記載されているが、出来ていることばかりを主張するのではなく、今回の実施指針改定にあたり、これまでの期間で特に日本国内で出来ていなかったこと、取り残されている人がいないか振り返るべき。</p> <p><優先課題></p>
主要原則	そのまま記載が必要。
推進体制	<p><SDGsの主流化></p> <p>「誰も取り残さない」施策の重点化と、SDGsに特化した法整備を行い、各府省庁横断的な取組みができるよう、SDGs達成に向け強化する。</p>
フォローアップ & レビュー	現在の「アクションプラン」に並んでいる各種政策を実施した結果、どのような成果が生まれ、どのようにSDGsの目標達成に資するかという観点から見直し、各ターゲットの達成目標の公表、進捗のモニタリングシステムの構築が必要。
優先課題の在り方に関する意見	
<p>2. 健康・長寿の達成：日本国内で健康・長寿を目指すことにはもちろん異論はないが、経済成長とも絡めた企業の活躍の場を増やすためのようなアクションプランばかり。また予防の視点が足りないこと、NGO・NPOや国民・住民主体の目線が全くないことも気になる。</p>	
実施指針付表およびアクションプランに関する意見	
<ul style="list-style-type: none"> ◎外国人移住者が適切な保健・医療サービスにアクセスできるように制度の改善を 入管法の改正、「出入国管理庁」の設置、外国人26-34万人/5年の受け入れ予定から考えても、外国人移住者の適切な保健・医療サービスへのアクセスを保障する政策は必要。 ◎二国間・多国間での保健医療分野の重点化とODAの重点配分 トピック別の支援メニューを並べる前に、ODAにおける保健分野の重点化（資金配分含む）を明記することが必要。また、SDGsに資する保健政策として、二国間・多国間協力をどう活用し、どのように相互関連を図るかについての政策方針が必要。 ◎グローバルファンド増資への積極的コミットをはじめとした保健関係国際機関への支援強化 UHCの主流化と保健関係国際機関への拠出増を通じた途上国での具体的な保健強化の明記は高く評価。国際機関への拠出と二国間協力との連携をどう強化するかが課題。 ◎栄養サミットに向けたリーダーシップと支援の重点化、全ての人によるトイレへのアクセス実現、栄養改善のための農業、化学物質対策、自然と調和した「食」等が必要 栄養・水・衛生分野の主流化の明記は高く評価。一方で、UHC・保健システム強化への統合および「栄養」「水・衛生」をより包括的に地域経済・社会・環境の中でとらえる包括的・包摂的な地域づくりの観点からの政策形成が必要。 	
指針改定に向けて討議すべき事項	
外国人雇用拡大がされており、前回の実施指針を作成した時から社会状況が変わっている。外国人技能実習生は、国際協力の一環とされており、外国人も活躍できる社会を目指すことが本当は必要なのではないか。	

Ⅱ. 各分野別ネットワーク等からのインプット

1. 関西 NGO 協議会

指針の各部分に関する意見	
序文	<p>現在、日本社会は、男女共同参画や多文化との共生、働き方の改革など、日本社会が長く慣行としてきたことをどのように変革していくかが問われる時期を迎えている。一方、現在の序文は、日本が戦後、高度経済成長をとげ「高度に発展した社会」を構築してきたという趣旨の文言が複数箇所で行く。あらためて考えてみて、上述のように、国・自治体の行政・企業・市民社会として危機意識を共有すべきときに、「高度に発展した社会」というような自画自賛的で緩慢、危機意識を欠いたとも読めるような文言をちりばめるようなことでよいのか、再考を求めたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、地域社会の多様性や個別性を尊重する文言が見られないことから、「…具体的には、政府が、関係府省庁一体となって、あらゆる分野のステークホルダーと連携しつつ、広範な施策や資源を効果的かつ一貫した形で動員して一ことを可能にするため、…」の部分については、「あらゆる分野のステークホルダーと連携しつつ、広範な施策や資源を各地域と共有し、各地域やそのコミュニティにおいて主体的にSDGsの推進・実践に取り組むことを可能にするため、」という文言へ変更を希望する。 ・レジリエントを「強靱」と訳すると固くて強いというイメージとなるため、復興支援の現場で使用する「回復力」という語を当て。困難な状況においてしなやかに適応するといったイメージに変換する方が望ましい。
現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ベルテルスマン財団による各国のSDGs達成状況をまとめた報告書「SDG INDEX & DASHBOARDS」を参考にしているが、日本の視点から国内課題を明記し、各SDGsゴールの達成状況についてももう少し詳細に記載すべきではないか。 ・一億総活躍説明部分は不要に思われる。 ・誤解を招きかねないため「世界最大の援助国」という文言ではなく「援助国」とする。
ビジョン・優先課題	<ul style="list-style-type: none"> ・実施指針が5原則に言及していることを高く評価する一方、8つの優先課題と5原則の結びつきを固定的にとらえることになり、包摂性を鎖してしまう印象を受けるため工夫が必要である。 ・優先課題の解決のための目標（到達点）を目標達成時期と合わせ、具体的に記載したほうがよい。 ・「持続可能で強靱、そして…」とあるが、SDGsの理念と照らし合わせ、「寛容」「包摂」という語にする。
主要原則	<p>SDGsを実施するにあたり、実施指針が5原則に言及していることを高く評価する。また、今後は、SDGsの認知をはかるだけでなく、この5原則をどのように日本社会のなかで普及させ、SDGsのより深いレベルでの理解につなげることができるのか、これまでのESDの実践を通じて蓄積されてきた教訓を踏まえつつ、普及戦略のさらなる高度化を期待する。</p> <p>そのうえで、いくつかの文言について以下の通り修正・補足の提案を行う。</p> <p>(2) 包摂性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者」は「障がい者」に修正 ・「脆弱な立場に置かれた、」を「脆弱かつ周縁におかれた（おいやられた）人びと」と追記する。 <p>(3) 参加型</p> <p>周縁化された人々を含むあらゆる人が、取り残されないための配慮が必要である点、</p>

	<p>そして企業、教育機関、組合、NGO/NPO等といったあらゆるステークホルダー、当事者が参加できるメカニズム（仕組み）を各地域において作る必要があることを明記する。</p> <p>（4）包摂性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包摂性は、人権原則、とくに一人ひとりが平等であることに由来する。包摂性を説明する際にはそのことに言及するべきである。 ・「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」がなされており、「先住民」ではなく「先住民族」という語を当てるべきである
推進体制	<p>（3）ステークホルダーとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO・NGOの役割について、実施指針が正確な認識を示していることを歓迎したい。今後は、それらが果たす異なる役割に応じて、NGO（国際協力活動）とNPO（国内活動）それぞれに2名の委員枠を円卓会議に設けることを提案する。また、地域の意見が反映される人員構成への配慮を期待する。 ・ステークホルダーに「宗教法人」「教育機関」「各種組合」を追記する。
フォローアップ & レビュー	<ul style="list-style-type: none"> ・レビューにSDGsを推進するCSO(NGO/NPO)の視点が反映できる仕組み・参加の方法を作る。 ・地域ごとに多様なステークホルダーと顔を合わせて議論する場が必要である。
優先課題の在り方に関する意見	
<p>1. 「あらゆる人々の活躍の推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一億総活躍プランに直結させるのではなく、SDGs本来のビジョンである「誰一人取り残さない社会の推進」とするのが妥当。 ・2.3.においても同様。 ・教育の課題に関して、外国にルーツを持つ子供や外国人の児童・生徒に対する教育保障に関しての視点が欠けている。 ・差別解消に取り組むのであれば、他者への顧慮や承認といった市民的徳性を育むことを前提としたシティズンシップ教育等の視点が必要である。 ・消費者の項目において消費者の権利を守るための施策が掲げられているが、SDGsゴール12は消費者の責任についても明記されている（12.8）。その視点も反映すべき。 <p>2. 「健康・長寿の推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神面での健康という文言を明記する。 ・育児・保育に関する言及をいれる。 <p>3. 「成長市場の創出・・・」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①の「社会的損失の解消」は「社会的格差の解消」に置き換えるべき。 <p>4. 「持続可能で強靱な・・・」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健全な水環境の構築・・・」は「安全な水資源の確保」とし各自治体もこれを担うようにすべき <p>5. 「省・再生可能エネルギー・・・」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入促進のため、再生可能エネルギーの事業者「電源構成」を明示することを義務付けることを明記。 ・5.6.では、北極と南極の氷の減少、熱帯農林の減少に積極的に取り組むことをあえて明示する。 <p>7. 「平和と安全・安心社会の実現」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核問題を排除しない。 ・難民の受け入れに関する記述がない。 ・国際的に批判が相次いでいる技能実習制度について、当事者の就労環境の安全と安心に関する記述を明記すべき。 <p>8. 「SDGs実施推進の体制と手段」</p>	

実施指針には NPO/NGO との連携の重要性が記載されているが、実施推進の体制と手段において、NO/NPO の記述がほぼ皆無である。SDGs を推進・達成する上で、NGO/NPO や地域のコミュニティの重要性を認識し、体制と手段にその役割を明記すべき。

実施指針付表およびアクションプランに関する意見

・SDGs を推進し、ゴールを達成するには、各 CSO(NGO/NPO)がマルチステークホルダーの一つとして重要な役割を担うはずであるが、具体的施策（付表）では CSO の参加、パートナーシップ、協働といった文言が見られない。指標である円卓会議やステークホルダー Mtg.の回数だけでなく、その構成部分において、たとえば委員のジェンダーバランス、NGO/NPO をはじめ、企業、教育機関、地方自治体などの参加を明記すべき。

指針改定に向けて討議すべき事項

- ・優先課題として「地方活性化」（優先課題3）が明記されているが、各地方自治体とSDGsを推進・実施する上で、地域のCSO(NGO/NPO)を含むマルチステークホルダーとのパートナーシップ、連携、協力を盛り込む。
- ・具体的施策（付表）の「関係省庁」の横に「連携先・パートナー」の項目を追記し、実施する上で中心となるステークホルダーを記載できないか。
- ・オリンピックや万博などのメガイベントが日本・世界のSDGSの推進と達成に資する運営のありかたになるよう会議で討論いただけないか。
- ・食料自給率が過去最低の37%となった今、この問題についても解決に向けて実施指針に盛り込むべき。
- ・SDGsを推進する上で、市民社会の持つ市民としての視点、脆弱な立場に立たされている人々の声を拾い上げる機能を有しており、すべての人が取り残されない社会を実現するには、CSO、NGO、NPOの価値と参加を実施指針の中に反映すべき。
- ・全体を通じ、「人権」や「多文化共生」という語を見つけられないことは SDGs 実施指針として欠陥であり、SDGs に通底する人権尊重の価値を貴ぶ姿勢が大切である。

2. 日本女性監視機構 (JAWW)

指針の各部分に関する意見	
序文	<p>現行の実施指針の序文には、2030 アジェンダの前文の掲げるような人権やジェンダー平等達成の表現がありません。そもそも実施指針は、2030 アジェンダに取り組むための国家戦略ですから、「すべての人の人権の実現、ジェンダー平等」が序文にも当然入るべきと考えます。</p>
現状分析	<p>(これまでの取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際協力に関し、「保健、防災、女性といったSDGsにおける中心的テーマ」とありますが、女性（ならびに女兒）はテーマではなく対象です。テーマとしては「女性」の個所をジェンダー平等の文言に変更していただきたいと思ひます。 <p>(現状の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の実施指針ではドイツのベルテルスマン財団と持続可能な開発方法ネットワーク (SDSN) の2016年の報告書を引用して、達成度合いが低い目標を羅列しており、SDG5 (ジェンダー) もその中に含まれる形で「SDGs達成に向けて、日本として更に取組を強化すべき分野」であることが示唆されています。実施指針の改定に当たっては、海外の調査結果ではなく、総務省のグローバル指標の結果^(注1)を踏まえ、ジェンダー平等は、緊急に取組むが必要な国内課題であることを明確に示していただきたいと思ひます。特に、グローバル指標5.1.1の構成要素である「分野1：包括的な法的枠組みと公的生活」の評価値が低いことを踏まえ、具体的に何が日本の課題と認識しているのかを明確に示し、加えて、グローバル指標の結果に、実施指針でうたっている「SDGsの実施において可能な限り男女別データを把握するよう努める。」という実施原則がどの程度実施されたかを示す必要があると考えます。 <p>(注1) https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal5.html</p> <p>現行の実施指針では、ジェンダー平等推進にとって喫緊の課題である包括的な差別禁止法の制定、ジェンダー平等の妨げとなる家族法、刑法改正、税制・社会保障制度・ケアワークの平等な分担を通じたワークライフバランスの実現におけるジェンダー平等の視点の組み込みなどの法と制度の整備について、全く触れられておりません。改定実施指針では、統計に基づく現状分析だけでなく、ジェンダー不平等な法と制度に関しても明示的に示し、法制定や改正ならびに改善が必要であるとの姿勢を示すべきと考えます。</p>
ビジョン・優先課題	<p>(ビジョン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の実施指針では、「平和で、公正かつ包摂的な社会をうち立てること。人権を保護しジェンダー平等と女性・女兒のエンパワメントを進める」は2030アジェンダの文言を紹介しているだけで、日本のビジョンとして落とし込まれておりません。「誰一人取り残さない」同様、これを「未来への先駆者を目指す」日本のビジョンに加え、大きく掲げていただきたいと思ひます。 <p>(優先課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等を公正、人権とともに、独立の優先課題とすべきであると思ひます。これは実施原則(2)包摂性に謳われている「ジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠」を実施するために必要なものです。現行の実施指針では、目標5ジェンダー平等は、「優先課題1あらゆる人々の活躍の推進」に含まれる6つのSDGs目標の一つにすぎず、ジェンダーの視点の主流化を進めるための横断的な価値とは位置づけられておりません。 <p>新たに人権、公正、ジェンダー平等に関連する優先課題を立てることで、ビジョンとも整合性が取れ、現状分析で指摘したジェンダー不平等を看過し、女性活躍を妨げる構造的課題への取り組みを示すことができます。</p>

主要原則	(包摂性) 現行の実施指針にある「人権の尊重と、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値として SDGs の全てのゴールの実現に不可欠なものであり<中略>必要である。また、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化のためには、<中略>SDGs の実施において男女別データを把握するよう努める。」は、改定版でも継続して維持していただきたい極めて重要な原則です。
推進体制	実施指針の進捗モニタリング・評価ならびにそれらの実施へのフィードバックをおこなうための体制・メカニズムを整備していただきたいと思います。その際、市民の視点とジェンダーの視点が確実に反映される体制・メカニズムの構築に留意していただくことを強く要望いたします。
フォローアップ & レビュー	実施のための主要原則で約束した「ジェンダー統計の充実が極めて重要であり、SDGs の実施において可能な限り男女別データを把握するよう努める。」がどの程度実施されたかを、「我が国が独自に定めた指標」としてフォローアップ・レビューにおいて公表することを加えていただきたいと思います。

優先課題の在り方に関する意見

分類や内容

- ・1. あらゆる人々の活躍の推進には6つもの目標が関連付けられております。目標10 格差や目標1 貧困も人びとの活躍により解決できるのでしょうか。絵空事ではなく、実現可能なラインに落とし込んでいただきたいと思います。
- ・目標5 ジェンダー平等は、「優先課題1 あらゆる人々の活躍の推進」に含まれる6つの目標に含まれています。優先課題1 以外の他の7つの優先課題では、ジェンダー平等や女性・女児のエンパワメントに言及されておりません。これは、「ジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値として SDGs の全てのゴールの実現に不可欠なもの」との原則を実現するものではないので、独立した項目として、ジェンダー平等を扱っていただくべきと考えます。

実施指針付表およびアクションプランに関する意見

- ・拡大版アクションプラン 2019 では、SDGs の担い手として女性のエンパワメントが柱の一つとなっており、女性活躍が中心になっています。が、女性の活躍やジェンダー平等を妨げるジェンダーに基づく暴力、性別役割分担に関する固定観念やジェンダー意識、女性に対する差別的な社会規範には触れておりません。付表およびアクションに、ジェンダー平等の達成を妨げる構造的・根本原因への具体的な取り組みを挙げるとともに、包括的な差別禁止法の制定や家族法・税制改定など、ジェンダー平等推進の観点からの法および制度の改正の必要性を明示的に示していただきたいと思います。
- ・拡大版アクションプラン 2019 における「男女共同参画に関する国際的協調の推進」の内容は、WAW！などの国際会議等での発信に焦点がおかれており、女性差別撤廃条約などの国際規約との協調や勧告の実施には触れておりません。国際協調には女性差別撤廃条約に言及すべきと考えます。
- ・拡大版アクションプラン 2019 では、女性のエンパワメント以外の2つの柱、Society 5.0 および地方創生、強靱なまちづくりに関してはジェンダー平等に言及されておりません。これは、実施原則に謳われている横断的な価値としてのジェンダーの視点の主流化が実施されていないことを示しています。それぞれの柱にジェンダー平等の推進に関する取組みを加えるべきです。
- ・意思決定への女性の参画を促進するためのポジティブアクションの実施については、女性差別撤廃委員会からも繰り返し勧告を受けています。アクションプランでも昨年成立した「政治分野における男女共同参画推進法」の施行も含め、言及していただきたいと思います。
- ・実施指針の優先課題2. 健康・長寿の達成 に関し、付表においてもアクションプランにおいても、性と生殖に関する健康と権利 (SRHR) に全く触れておりません。UHC や母子手帳の推進に当たり SRHR を中核におくことを示すべきです。また、日本の性教育の遅れは甚だしく、人権の視点に立った性教育の推進も加えるべきであると考えます。
- ・実施指針の優先課題7. 平和と安全・安心社会の実現 の付表に掲げられている施策は子どもの安全・安心に集中しています。拡大版アクションプラン 2019 では「女性活躍加速のための重点方針」に基づき、女性に対する暴力の根絶が含まれましたが、ジェンダーに基づく暴力、貧困・高齢者・障害者・移住者等の複合的困難を抱えた人々、セクシャルハラスメント禁止は記されておりません。これらの幅広い人びとに対する幅広い形の暴力禁止のための取組みを明記すべきです。

指針改定に向けて討議すべき事項

- ・ 人権ならびにジェンダー平等の実施指針全体への主流化
- ・ 性別役割分担に関する固定観念やジェンダー意識の払拭に向けた取り組み
- ・ 「健康」における「性と生殖に関する健康と権利」の重要性の認識
- ・ ケアワークの平等な分担を通じた「働き方改革」とワークライフバランスの実現
- ・ 意思決定への参画を促進するポジティブアクションの実施
- ・ ジェンダー平等を妨げる法と制度に関する理解と改善・改正

3. JACSES

指針の各部分に関する意見	
序文	「本実施指針は、日本が 2030 アジェンダの実施にかかる重要な挑戦に取り組むための国家戦略である。」との記載があるが、アクションプランの位置づけ・関係性を示してほしい。また、他の関連する国家戦略（例えば、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略）等との関係性や全体像が分かるとよいのではないかな。
推進体制	ステークホルダー（企業、NGO・NPO、協同組合、アカデミア等）との意見交換の場は円卓会議が主要な場となっているが、より広範な意見を吸い上げるため、それ以外の手法（例えば、会議だけでなく、外務省のオンラインプラットフォームで意見受付の窓口を設ける等）も検討していただきたい。 課題に取り組む際には関係省庁がそれぞれ取り組むのに加え、横断的チームを編成すること等によって、さらに効率的に進めることができるのではないかな。
フォローアップ & レビュー	データの重要性や信頼性をきちんと担保する体制を取る旨明記してほしい。
指針改定に向けて討議すべき事項	
<p>SDGs 取組は進展してきているが、SDGs 達成のためにはその取組の質も更に高めていくことが必要。そうした観点から、それぞれのゴール・ターゲットが個別バラバラな取組がされている傾向がある中、統合的取組をより推進していく必要がある。統合的取組推進として、特に以下が必要と考える。</p> <p>貧困対策と環境対策に統合的に取り組むため、以下を提起する。</p> <p>① 貧困層・脆弱層を取り残さない適応対策をしっかりと位置付ける。 気候変動の影響を最も受けやすいのは国内外問わず貧困層・脆弱層と言われる人々であり、彼らを取り残されないために取組を実行することを方針として掲げるとともに、どのような対策を講じるかも明記すべきである。</p> <p>② 地球規模でのあらゆる温室効果ガス削減対策をリードすることを位置づける。 世界規模で温室効果ガスは増大を続けており、気候変動による悪影響を防ぐためには、日本国内のみ削減を強化しても防ぎきれない。国内対策を真摯に進めるとともに、世界全体での温室効果ガス削減に貢献していくことを方針として掲げるべきである。また、エネルギー起源 CO2 対策に注目が集まりがちだが、世界全体でみると、3 分の 1 はそれ以外の温室効果ガス排出が占めているため（森林減少や土地改変による CO2 排出や、温室効果が大きいフロン・メタン等のガス等）、それらも含めたより包括的な対策を進めることを方針として掲げるべきである。さらに、以上の点について、具体的にどのような対策を講じるかを、付表やアクションプランも含め、明記すべきである。</p> <p>③ データ整備および体制構築支援 気候変動分野では、温室効果ガスの種類別排出量や被害予測等が、特に途上国では正確に把握できていない現状があり、それでは効果的な温室効果ガス削減・適応対策の選択や強化が難しい。気候変動対策も含めて、SDGs 全体としてフォローアップ&レビューにおいて、途上国のデータ整備のためのキャパシティビルディング支援等を強化すべきである。 さらに、貧困・エネルギー・気候変動の統合的取組を進めるため、以下も提起する。</p> <p>④ 貧困層のクリーンなエネルギーアクセスの確保 ゴール 7（エネルギー）は、省エネ・再エネ推進に加え、エネルギーアクセスに関するターゲットも設定している。途上国では安全・安定的エネルギーを確保できていない人々がまだ多い。日本国内では災害時の停電が大きな問題になり、分散型エネルギーシステム構築の取組も加速しているが、これは気候変動対策とエネルギー供給安定化の両立を目指すものである。途上国に対しても、地域特性に合致した再エネを貧困層に提供する取組事例が増えつつあるが、日本政府として、国内外の貧困層のエネルギーアクセス確保と気候変動対策を両立させるための支援を行うという方針とそのための具体策を打ち出すべきである。</p>	

4. 男女共同参画と防災・減災ネットワーク

指針の各部分に関する意見	
序文	国民の意見を聴くばかりでなく、実施主体である推進本部にも、総理大臣や閣僚のほか、様々な領域の国民の代表を参加させた本部とすること。
ビジョン・優先課題	我が国では、SDGsの解決に向けて全て順調に進んでいるように書かれているが、【2現状の分析】で記しているように貧困、ジェンダー等7つのゴールについては達成の度合いが低いとの指摘があり、そのとおりであるのか疑問である。学校におけるいじめの増加や引きこもりの実態も有り「先駆者」という表現は削除すべきである。 People あらゆる人々の活躍の推進や健康・長寿の達成の前提となる高齢単身者の貧困をはじめとする格差の現状の取り組みなど入れる必要がある。 繁栄 経済成長、科学技術、インフラのみでなく、人々の生活の質が問われるべきである。
主要原則	(3)参画型 脆弱な立場に置かれた人々とあるが、障害者、高齢者、子ども、外国人など具体的に明記すべきである。
推進体制	実施にあたっては、政府・行政ばかりでなく、民間やNPO、国民の代表など幅広い人の参加を得て実施するように書き直すこと。 (3)ステークホルダーとの連携 「女性」を明記すること。 (NPO・NGO) 「恒常的な協議機関の設置など」具体的な提案が必要である。
フォローアップ & レビュー	文中に「適切」の語が多用されているが、恣意的であいまいな表現であり、客観的な評価となるよう書き換えること。
優先課題の在り方に関する意見	
分類や内容	貧困、災害リスク削減を明記する。 (Prosperity 繁栄)- 3に貧困の撲滅・解消を、4に災害リスク削減(防災・復興)を明記すること。 (Peace 平和) - 7 防災・復興を追加すること。
実施指針付表およびアクションプランに関する意見	
	仙台防災枠組の推進について、国外の施策では明記されているが国内の施策においては明記されていない。特に7。
指針改定に向けて討議すべき事項	
	さまざまな領域の国民の代表」という表現」は全体を通し「民間やさまざまなNPOなど市民の代表」に替えられませんか 9月6日の会議のステークホルダーに分かれて行う分科会に「女性」を明記してほしい。

5. プラン・インターナショナル・ジャパン

指針の各部分に関する意見	
序文	SDGsの進捗状況を測るため、ターゲットに合わせた指標を設定することが重要です。
現状分析	現状の分析に、G20,G7,TICADなどの国際会議でフォーカスされた教育の視点をより明確に打ち出していくことを提案します。また、紛争下における教育の重要性など、緊急性の高い課題においても日本政府の貢献を明記してください。
ビジョン・優先課題	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030 アジェンダの精神、特に「誰一人取り残さない」という原則の重要性を、改めて明示してください。 ✓ 持続可能性を創出する土台として質の高い教育が重要であることを明記してください。 17のゴールの中でも特に進捗が見られないジェンダー目標について、優先課題として取り組んでください。
主要原則	現行の主要原則は原則としてそのまま記載されることを望みます。
推進体制	ステークホルダーとの連携に関しては、NGO/NPOとの連携を引き続き強調してください。
フォローアップ & レビュー	G7やG20、TICAD等の国際会議において、日本政府は中心的な役割を果たしており、重要な国際会議においても、引き続きSDGs/教育が重要な議題の一つとなるよう日本政府としてリーダーシップを発揮する旨記載すべきです。
優先課題の在り方に関する意見	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ イギリスのSDGs実施指針は各ゴールごとに国際・国内の取り組みが書かれており、また必要な資金についても記述がされています。各ゴールごとに施策を検討することが必要です。 	
実施指針付表およびアクションプランに関する意見	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 現状の拡大アクションプラン2019にて、教育がフォーカスされていることを歓迎し、引き続き実施指針付表やアクションプランで教育に重点が置かれることを望みます。 ✓ ジェンダーについては、支援の枠から取り残されている若年女性についての記述がなく、さらなる取り組みが必要です。 	
指針改定に向けて討議すべき事項	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ SDGの「誰一人取り残さない」という基本原則を改めて確認し、国際・国内の文脈でもっとも取り残されているグループを特定し、必要な取り組みを検討することが必要です。 ✓ プラン・インターナショナルは複数の機関と連携し、SDGsのすべてのゴールとターゲットにジェンダーの視点を盛り込むことが重要だと考えます。そのために必要な指標を策定し、各国のSDGsの進捗をとりまとめたEqual Measures2030という取り組みがあります。指標やレポートなどご紹介させていただきたく、どうぞよろしくお願い致します。 https://www.equalmeasures2030.org/ 	

Ⅲ. 個人の方などからのインプット

「序文」への意見

国家戦略として、スピード感をもった取組を期待したい

特にナショナリズムについて討議してほしい

「現状分析」への意見

達成度合いが低い評価の、7つのゴールに対する、日本型モデルの取り組み施策を早急に示してもらいたい。

SDGsにおける各文脈と、日本の各種政策を照らし合わせるだけ（しかも日本の主に国内向け政策にとつてかなり好意的に）で、SDGsが目指すべき社会に対して、日本の社会がどのような状況にあるか／なにが Good でなにが課題か、また対外的な政策に関する現状とその効果のほどの分析、にはなっていない。

(2)現状の評価の節のほとんどが取り組みの紹介になっている。貧困やジェンダー、エネルギー、気候変動等評価の低い課題について見解を示してほしい。

達成度合いが低いと評価された指標の現状が分かりにくいと感じました。

(達成度合いが低いと評価された理由は何かという事がわかりにくい)

(2)現状の評価で、SDG5(ジェンダー)の達成度合いが低いと評価されていることはあげているが、具体的にその原因や克服の方向、施策は示されていない。「一億総活躍社会」の実現という名前の下で、女性は労働の他に家事・育児・介護も担わされているのが現状ではないか。全女性労働者の約6割が非正規雇用という現実がそれを示唆する。ジェンダー・ギャップ指数が114位(2017)が現実。

わが国における国内課題をもっとピンポイントで指摘する必要があると考えます。具体的には、特に以下の問題を明確に指摘していただきたいと考えます。

- ・格差、特に教育分野における子どもたちの格差
- ・ジェンダー問題への不十分な取り組み
- ・障害者への対応

「ビジョンと優先課題」への意見

先駆者として、積極的に優先課題に沿った国内実施を早急にお願ひしたい。

上記の「現状の分析」と関連するが、8つの優先課題が、現状の課題とそれに対する対策、として設定されているかどうかの論理的整合性が見えない。

どんな社会を目指したいかがわかりやすいビジョンを希望します。

優先課題としているものと、低いと評価された指標との関連性が、分かりにくいと思いました。

2030 アジェンダの取り組むべき課題の中に、「ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントを進める」があるが、「これも含めた世界のロールモデルになることを目指す」と言っている。しかし、優先課題の1. 人間の目標はあまりに一般的である。具体的かつ有効な施策を望む。

基本的に良くまとまっていると考えます。できれば「それぞれの地域における活性化が図られる必要がある」旨をこの実施指針のビジョンに書き加えていただくと良いと考えます。

また、実際のSDGs推進がこの考え方に即して行われていない点が問題だと考えます。具体的には、個別の目標がばらばらに推進され、SDGsの推進が経済、社会、環境に配慮した統合的な施策として推進されていない点が大きな課題だと考えます。

「主要原則」への意見

透明性と説明責任、なによりも情報公開を定期的実施してほしい。

(4) 統合性について：他の4点に比べ、言葉や文章が難しく感じました。

(2) 包括性で、ジェンダー平等の実現及びジェンダー視点の主流化をはかること、また、そのためのジェンダー統計の充実には賛成。今後、十分な人手と予算をつけて統計の充実を図ってほしい。

基本的に結構だと考えますが、現実には(4)の統合性が十分達成できていないように感じます。

<p>「推進体制」への意見</p> <p>末端市民の意識向上が（ESD に関する）、できる取り組みを期待したい。民間企業は意識が高く、すぐに実行できるが、行政関係機関は実施にたいして時間がかかる（調整等）。スピード&トライができる体制を望みます。</p> <p>「政府全体及び関係府省庁における各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、SDGs 達成に向けた観点を取り入れ、その要素を最大限反映する。」とあるが、その評価のために、各種法制度に対して SDGs の要素が盛り込まれているか、そしてそれが適切か、に関して客観的に把握できるだけの透明性が確保されているだろうか。（主要原則の5とも関連する）</p> <p>国連において持続可能な開発に関わる採択を行う際には、多様な背景を持つ方から意見を聞き政策に反映させるために9つのメジャーグループ（女性・子どもと若者・先住民・NGO・地方自治体・労働者と労働組合・ビジネス・科学技術コミュニティ・農民）という仕組みがあります。現行のSDGs 推進円卓会議では、アイヌ民族やユース、地方等の意見を反映させるようになってきているとは思えません。SDGs が謳う「誰一人取り残さない」を実現した政策の策定過程には、多様な背景を持つ方より意見を聞く体制づくりを進めていただきたいです。</p> <p>（3）ステークホルダーとの連携の「NPO/NGO」の表記は「市民社会」に変えてほしい。</p> <p>緊密に連携を図った先において、どのように進めていくのかという部分があると、分かりやすいかと思いました。</p> <p>NPO・NGO との連携は今後も継続・強化してほしい。</p> <p>(1)政府の体制 ・未だ十分にSDGs の考え方が知られていると思えないので、「広報・普及啓発活動の強化」をこれまで以上に強調していただきたいと考えます。すべてのステークホルダーに対する広報・普及啓発が必要ですが、特に、これまで日本の計画行政を担ってきた自治体職員に対する広報・普及啓発、SDGs 研修の重要性を強調していただきたいと考えます。</p> <p>(2)ステークホルダーとの連携 ・ステークホルダーの役割の重要性は、2002 年のヨハネスブルグサミットでも特に強調された点です。実施指針ではそれぞれのステークホルダーに期待される役割が明記されている点は高く評価されますが、消費者、自治体の役割についてさらに詳細に規定すべきと考えます。特に自治体については、既に「各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たっては」と書かれてはいますが、より明確に総合計画や基本構想の改定に際しては、SDGs の推進策を具体的に明記し、推進するよう働きかけることが大変重要と考えます。</p>
<p>「フォローアップ&レビュー」への意見</p> <p>2030 年までの 10 数年間で、結果が見える又は進捗状況が判る取組を期待しています。</p> <p>「指標の導入に当たっては、グローバル指標の活用が適切である場合には積極的にグローバル指標を活用する。」とあるが、その活用の採用判断において、（日本および日本企業にとって都合のいいように）恣意的な判断がされないようにするための仕組みがあるだろうか。</p> <p>これは、多くの目標と指標を持つ SDGs に対して、各政策や各企業が自分にとって都合のいい目標と指標だけを取り上げて「SDGs に貢献しています（しかしその他の目標に関しては目をつぶる）」、とする危険性に対する問題意識から来ている。</p> <p>2019 年 9 月 6 日（金）『SDGs 実施指針』改定に向けたステークホルダー会議」が開催されることを歓迎します。しかし、国の SDGs 実施指針に関することであるのに、主催に省庁が入っていないことを残念に思います。「フォローアップ・レビューを広範なステークホルダーの参画の下に行う」と記載があるとり、ステークホルダー会議を国主導かつ全国で行われていくことを強く期待します。</p> <p>指標による目標の進捗の可視化を希望します。</p> <p>施策の実施状況を確認するために、適切な諸統計データに基づいて検証することや、その内容を広範なステークホルダーの参画の下に行うことには賛成。</p> <p>書かれた時点としてはそれなりに良く書かれていると思いますが、アップデートが必要です。</p>

「優先課題」への意見
2 現状の分析 (2) 現状の評価にて、SDG1 (貧困) の達成度合いが低いとして指摘されているにも関わらず、この8つの優先課題ではそれが文言として見えてこない。先進国においても相対的貧困の問題は確実にあるため、「貧困をなくす」というような文言が明示されていてもよいのでは
上記の質問1でも回答したが、なぜ日本の優先課題がこの8つになったのかに対する論理的な説明がない。
1、①SDGsの担い手として なぜ次世代と女性なのか(理由は?) ②女性活躍とは? 共生社会を明記すべきでは? 8、地方におけるSDGsの主流化とはなにか?
「あらゆる人々の活躍の推進」について、性別や年代などで限定した目標の方がわかりやすいのではないかと感じました。
総花型、現状の施策の組み合わせ。若い世代に向けた目標を希望します。 成長色が強いので、生活を大切にしたいトーンを希望します。
1. 「あらゆる人々の活躍の推進」という、分類名では、SDGs5の「ジェンダー平等」の実現に有効な施策を打ち出しにくいのではないかと感じます。タイトルも調整して、現実にある、政治、経済等におけるジェンダ－格差をどのように克服していくか具体的な内容を盛り込んでほしい。
・付表から明らかなように、8つの優先課題がばらばらに取り組みられており、統合的なビジョン達成の道筋が見えてこない点が最大の難点と考えます。 ・上記コメントとも関係しますが、人材育成や技術的イノベーションの推進、資金問題などのいわゆる横断的条項の規定がないことが問題です。人材育成はすべての要になると考えられますが、それぞれの優先課題の中で埋没している感があります。 ・SDGs4.7は学校教育に限定されるものではありませんが、付表を見る限りは極めて学校教育重視のように見えるので、地域の活性化に貢献できるような統合的、包括的な人材育成の重要性を明確に打ち出す必要があるように感じます。
「付表」および年次「アクションプラン」への意見
市民レベルで始められることをルール化しながら、細かい取り組みを解決していく、目に見える取り組みを実施してほしいと考えます。例えば、プラ問題。レジ袋の配布禁止などバラバラな対応ではなく、国民全体が意識を持つルール化も必要です。大人の意識改革を促す実効性のある取り組みを期待しています。
日本の優先課題の1つ目として「あらゆる人々の活躍の推進」をあげており、そこには「特に関連が深いと思われるSDGs」にSDGs1(貧困)をあげているにもかかわらず、具体的施策としてあげられているうちの大半(22)は「国内の施策」であり、SDGs1に対してより幅広い取り組みが求められているはずの「国外の施策」が5つしかあげられておらず、しかもそのいずれもがSDGs1に対してではない。一概に項目数だけで判断すべきではないと思うが、他の7つの優先課題においても、「国外の施策」においてSDGs1に連なるターゲットである1.*への取り組みは4つしかない。日本の援助額に比して、あきらかに取り組みが少ないと考える。
地域で暮らす子どもや若者、障害者、老人などを見守り、必要な時に手を差し伸べるコミュニティの醸成への積極的な支援を希望します。
上記コメントのように、特に付表では、それぞれの施策がばらばらに記載されているように見えます。それぞれの地域が最重要な地理的ユニットになると考えられるため、まずそれらのユニットにおける2030年のビジョンを明らかにし、その実現に向けた方策として、付表のような個別施策を統合的に実施する必要があると考えますが、そのような視点と手法が用意されているように見えないので、改善をお願いしたいと考えます。

9月6日および指針改定への討議で話し合っしてほしいこと
SDGsは、「物質的経済的な開発」が目的ではなく、手段であり、「取り残さない」という対象者は、主に弱者のことを指し示すという根本的なこと。
先進国といわれる日本でも、これだけ多くの優先課題があり、取組も数千種あります。待ったなしの状況下、できることから取り組む体制やルール作りを、「スピード感」を持って「決定」し、「実行」に移すか？ 討論してほしいです。
“SDGs ボトムアップ・アクションプラン 2018 秋”を拝読し、特に優先課題4に関する4つの「一押し政策」は共感できる部分が多いので、今回の指針改定においてぜひ政府案に盛り込むよう頑張ってください。
<ol style="list-style-type: none"> 1、女性活躍とジェンダー（平等）との関係性 2、「誰一人取り残さない」と貧困及び一億総活躍との関係性 3、SDGsの国際条約と国内政策の関係性
地方在住者の声の反映（市民意見を収集する際に、地方に支部がある全国組織など既存の枠組みを活用してはどうか）
SDGs 実施指針に施策が組み込まれることで、何が変わるのでしょうか？ 進捗のチェックが可視化されることを希望します。特に気候変動の指標。
子供の教育や安全に関する事項、持続可能で強靱なまちづくりの事項において、地域資源を活用した（生かした）防災活動や環境教育、地域コミュニティの構築に向けた人材育成などの討論をしていただければ幸いです
<ul style="list-style-type: none"> ・個別施策の羅列でなく、包括的、統合的なSDGsへの取り組みを進めるための地域でのマルチステークホルダーによるビジョンづくりを全国的に展開できるような仕組みづくりが必要。 ・人材育成や技術的イノベーションへの対応、資金問題等に関する横断的条項を設けることが必須。 ・これまでの50年余における日本の地域振興行政で自治体が果たしてきた役割に鑑み、自治体職員のSDGs研修・能力強化を格段に強化することが必要。 ・地域の活性化を創出できるような人材の育成を強調することが必要。それには学校教育が重要だが、若い世代が育つまで待つことなくできることから実施していけるような、社会教育、企業の職場での研修等も同様に強調されることが必要。

1. 団体・組織に関する社会的な評価と「SDGs表彰」

- ◆ SDGsへの取り組みに具体的な「形」と「方法」を提起し、社会にロールモデルを示して「持続可能な環境・社会・経済」をめざす具体的な方法として「表彰」は高い意義がある。
- ◆ 一方、公共機関・民間企業・非営利組織を含む各種の団体・組織と環境・社会・経済との間には、以前から様々な課題が存在するが、近年、より多くの問題が顕在化している。また、社会的な制裁の在り方も厳しくなっている。
 - 企業と雇用・労働、労働環境の課題（非正規・ブラック企業、差別、性的搾取、セクシュアル・ハラスメント等）
 - サプライチェーンと人権や環境・社会の課題（紛争鉱物、現代奴隷等）
 - 利益と社会的責任の課題（タックスヘイブンの活用、医薬品開発と知的財産権、非感染性疾患とファストフードマーケティング等）
- ◆ 「SDGs表彰」を受けた団体においてこれらの問題があった場合、当該団体のみならず、SDGs表彰、さらにはSDGsの価値自体を毀損しかねない状況。

2. 「SDGs表彰」を行う側の課題

- ◆ SDGsは包括的目標であり、SDGs表彰を行う側もSDGs達成に向けて課題を抽出し適切な手段をとっていることが必要となる。
- ◆ SDGsアワードの審査過程、発表方法および表彰の各プロセスにおいても、SDGsの各種目標・ターゲットの達成に向けた取り組みが行われていることが必要(例:ゴール5、ゴール16等)

3. 「SDGs表彰」における取組の提起

- ① 「SDGsアワード」審査における「ポジティブ・チェック」に加え、「ネガティブ・チェック」を以下の課題について行うことが必要。
 - (1)法令遵守
 - (2)以下の課題に関する評価:a) 環境、b) 労働・雇用、c) 国内的・国際的に提起されている各種課題に関する問題の洗い出しと評価
- ② SDGsアワードの審査過程、発表方法、表彰の各プロセスにおけるSDGsに照らしての課題の洗い出しと改善